

令和 6 年度

草加市

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

草加市監査委員



草 監 第 2 5 0 号

令和 7 年 8 月 2 5 日

草加市長 瀬 戸 百合子 様

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 斉 藤 雄 二

令和 6 年度草加市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付されました令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

目 次

令和6年度草加市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

I 審査の種類	1
II 審査の対象	1
III 審査の期間	2
IV 審査の着眼点	2
V 審査の実施内容	2
VI 審査の結果	2
VII 審査の概要	3
1 健全化判断比率	3
(1) 標準財政規模の額	3
(2) 実質赤字比率	4
(3) 連結実質赤字比率	5
(4) 実質公債費比率	6
(5) 将来負担比率	10
2 資金不足比率	15
(1) 新田西部土地区画整理事業特別会計（地方公営企業法非適用事業）	16
(2) 新田駅西口土地区画整理事業特別会計（地方公営企業法非適用事業）	17
(3) 水道事業会計、病院事業会計及び公共下水道事業会計 （地方公営企業法適用事業）	18
3 むすび	21

参考資料

資料 1	近隣市等における健全化判断比率の比較	22
資料 2	近隣市等における市民一人当たりの将来負担額の比較	23
資料 3	埼玉県内の市における健全化判断比率の状況	24
資料 4	類似団体における健全化判断比率の状況	25
資料 5	近隣市等及び類似団体における連結実質赤字比率及び 将来負担比率の関係	26
資料 6	用語説明	27

(注)

- 文中で用いる金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満は切り捨てています。
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。
- 数値の単位未満の端数は、原則として四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。
- 表中の百分率の比較単位はポイントであり、表示については文中を含め単純差引きしています。
- 各表中の符号等の用法は、次のとおりです。
「－」 当該数値がないもの
「△」 マイナス

令和6年度草加市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

I 審査の種類

- 1 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）
- 2 資金不足比率審査（同法第22条第1項）

II 審査の対象

審査の対象は、表1「健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等」のとおりです。

表 1 《 健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等 》

区分		該当会計名等		各比率の対象となる会計等							
一般会計等	一般会計	一般会計 (新田西部土地地区画整理事業特別会計及び新田駅西口土地地区画整理事業特別会計を含む)		実 比 率 赤 字	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率				
公営事業会計	特別会計	駐車場事業特別会計									
		国民健康保険特別会計									
		介護保険特別会計									
		後期高齢者医療特別会計									
	公営企業会計	法非適用	新田西部土地地区画整理事業特別会計								
			新田駅西口土地地区画整理事業特別会計								
		法適用	水道事業会計（全部適用）								
			病院事業会計（全部適用）								
			公共下水道事業会計（一部適用）								
一部事務組合・広域連合											
地方公社・第三セクター等											

(注) 交通災害共済事業特別会計は令和2年度をもって廃止となりました。

表 2 《 一部事務組合・地方公社等 》

一部事務組合・広域連合	地方公社・第三セクター等
東埼玉資源環境組合	草加市土地開発公社
埼玉県都市競艇組合	アコス株式会社
埼玉縣市町村総合事務組合	
彩の国さいたま人づくり広域連合	
埼玉県後期高齢者医療広域連合	
草加八潮消防組合	

Ⅲ 審査の期間

- 1 水道事業会計、病院事業会計及び公共下水道事業会計の資金不足比率
令和7年7月7日から令和7年8月18日まで
- 2 上記を除く比率
令和7年7月31日から令和7年8月18日まで

Ⅳ 審査の着眼点

- 1 法令等に照らし算出過程に誤りがないか。
- 2 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- 3 算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。
- 4 客観的事実の妥当性を判断して算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

Ⅴ 審査の実施内容

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれら算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき適正に作成されているか、関係書類の照合等を行うとともに、関係部局からの説明を聴取する等の方法により、審査を実施しました。

Ⅵ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれら算定の基礎となる事項を記載した書類は、重要な点において、いずれも法令に適合し、かつ、正確であると認められました。

1 健全化判断比率

(単位：％)

比率・決算年度	令和4年度	令和5年度 ①	令和6年度 ②	増減 ②－①	早期健全 化基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—		11.27	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—		16.27	30.00
実質公債費比率	4.3	4.9	5.4	0.5	25.0	35.0
将来負担比率	26.9	26.5	30.2	3.7	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示しています。

2 資金不足比率

(単位：％)

会計・決算年度	令和4年度	令和5年度 ①	令和6年度 ②	増減 ②－①	経営健全 化基準
新田西部土地区画整理事業 特別会計	—	—	—		20.0
新田駅西口土地区画整理事業 特別会計	—	—	—		
水道事業会計	—	—	—		
病院事業会計	—	—	—		
公共下水道事業会計	—	—	—		

(注) 資金不足比率については、資金の不足額がないため「—」と表示しています。

Ⅶ 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、地方公共団体（以下「自治体」という。）の財政悪化や破綻を未然に防ぐ目的から、自治体は算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率という4つの健全化判断比率及び資金不足比率の数値と早期健全化基準等との対比結果を公表し、その結果に応じて行財政上の措置を行うことを規定しています。

以下、1 健全化判断比率 及び 2 資金不足比率の審査概要を記載します。

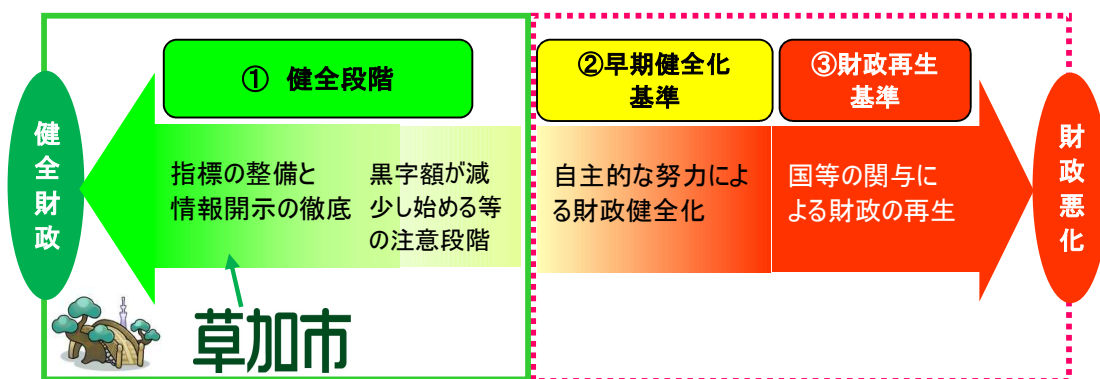
1 健全化判断比率

4つの健全化判断比率は、表3のとおり、財政の健全性や悪化の度合いにより①健全段階、②財政状況が悪化し自主的な改善努力により財政健全化を図る段階（早期健全化基準）、③財政状況の悪化が著しく自主的な改善努力では財政健全化が困難となり国等の関与による確実な財政再生が必要な段階（財政再生基準）で分類され、4つの健全化判断比率のうち1つの指標でも早期健全化基準以上となる場合には、財政状況を早期に改善するための財政健全化計画を策定する必要があります。

また、財政悪化がより深刻な状況となり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を策定しなければなりません。

本市における令和6年度決算に基づく健全化判断比率については、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する比率はありませんでした。

表 3 《 草加市における健全化判断比率の健全性のイメージ 》



(1) 標準財政規模の額

健全化判断比率4指標の算定において、算定式の分母に係る標準財政規模とは、自治体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の合算額で表されます。

令和6年度は、標準税収入額等 442億8,853万円、普通交付税額 44億6,983万円、臨時財政対策債発行可能額 3億4,025万円の合計 490億9,862万円が標準財政規模となり、前年度に比べ 12億円（2.5%）増加しています。

(2) 実質赤字比率(税金等の収入に占める一般会計の赤字額の割合)

福祉、教育、まちづくり等を行う自治体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、一般会計等に赤字がある場合、その赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

算定の対象となる会計は、一般会計、新田西部土地区画整理事業特別会計及び新田駅西口土地区画整理事業特別会計です。

算定式は次のとおりで、実質赤字額が生じる場合には比率を正の値で表示していますが、実質黒字額の場合には比率は算定されず、公表値は「－」と表示されます。令和6年度は実質赤字額が生じていませんので、実質黒字額を負の値(△)で表示し、比率を算定しますと、表4「実質赤字比率算定表と年度比較」のとおりです。

算定式

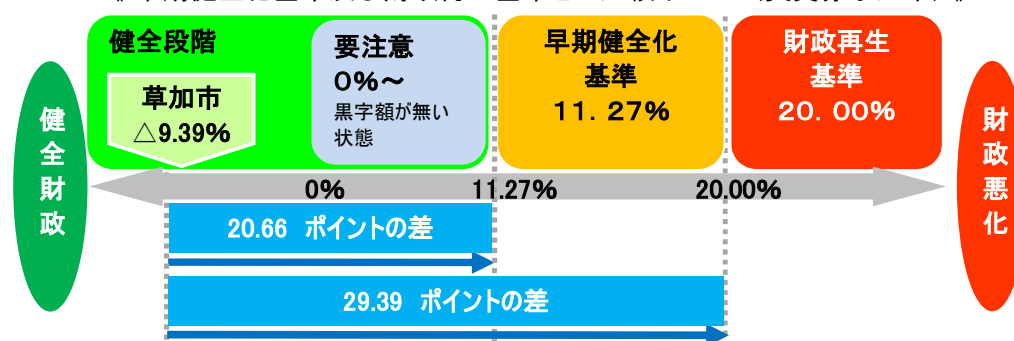
$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字(△黒字)額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

表 4 《 実質赤字比率算定表と年度比較 》

(単位：千円・%)

算定式の内容	実質収支額等			増減 ②－①
	令和4年度	令和5年度 ①	令和6年度 ②	
実質赤字(△黒字)額 (ア－イ－ウ) A	△ 5,913,600	△ 4,607,338	△ 4,610,684	△ 3,346
歳入決算額 ア	102,479,568	95,147,706	96,931,504	1,783,798
歳出決算額 イ	94,941,211	89,422,886	91,747,417	2,324,531
繰越財源 ウ	1,624,757	1,117,482	573,403	△ 544,079
標準財政規模 B	46,929,732	47,898,622	49,098,628	1,200,006
実質赤字比率 A/B	△ 12.60	△ 9.61	△ 9.39	0.22
公 表 値	－	－	－	

《 早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質赤字比率) 》



令和6年度の実質赤字比率は △9.39%で、前年度に引き続き実質赤字が発生していません。また、早期健全化基準 11.27%に比べ 20.66ポイント、財政再生基準 20.00%に比べ 29.39ポイント、それぞれ下回っています。

なお、早期健全化基準は市町村の標準財政規模に応じて 11.25%から 15.00%の間で、毎年度定められます。

実質赤字比率が前年度に比べ低下した要因を算定式から求めますと、分子を構成する実質赤字額が 334万円 (0.1%) 増加し、分母となる標準財政規模が 12億円 (2.5%) 増加したことによるものです。

(3) 連結実質赤字比率(税金等の収入に占める全会計の赤字額・資金の不足額の割合)

自治体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。すべての会計の赤字額や黒字額を合算し、自治体としての赤字がある場合、その赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

算定の対象となる会計は、表1「健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等」のとおり一般会計及び特別会計（公営企業会計を含む）となり、一部事務組合・広域連合及び地方公社・第三セクター等は対象外です。

算定式は次のとおりで、連結実質赤字額が生じる場合には比率を正の値で表示しますが、連結実質黒字額の場合には比率は算定されず、公表値は「－」と表示されます。令和6年度は連結実質赤字額が生じていませんので、連結実質黒字額を負の値（△）で表示し、比率を算定しますと、表5「連結実質赤字比率算定表と年度比較」のとおりです。

算定式

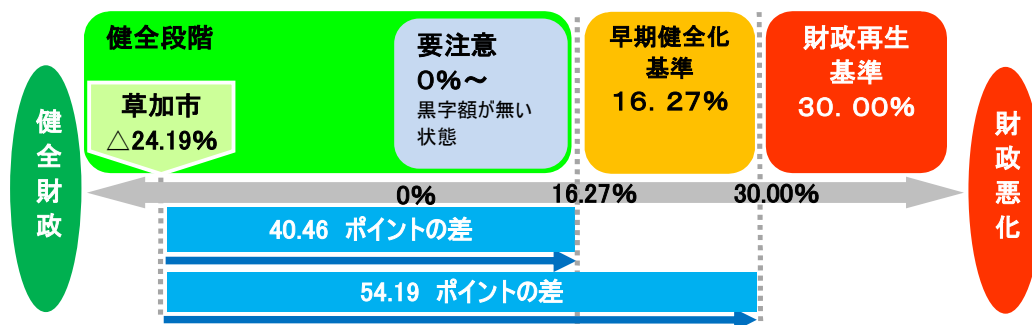
$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字(△黒字)額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

表 5 《 連結実質赤字比率算定表と年度比較 》

(単位：千円・%)

算定式の内容	実質収支額等			増減 ②－①
	令和4年度	令和5年度 ①	令和6年度 ②	
一般会計等 (一般会計)	5,913,600	4,607,338	4,610,684	3,346
特別会計	431,816	455,268	271,165	△ 184,103
公営企業会計	9,912,632	9,195,172	6,998,470	△ 2,196,702
合 計	16,258,048	14,257,778	11,880,319	△ 2,377,459
連結実質 赤字(△黒字)額 A	△ 16,258,048	△ 14,257,778	△ 11,880,319	2,377,459
標準財政規模 B	46,929,732	47,898,622	49,098,628	1,200,006
連結実質赤字比率 A/B	△ 34.64	△ 29.76	△ 24.19	5.57
公 表 値	－	－	－	

《 早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(連結実質赤字比率) 》



令和6年度の連結実質赤字比率は △24.19%で、前年度に引き続き実質赤字が発生していません。早期健全化基準 16.27%に比べ 40.46ポイント、財政再生基準 30.00%に比べ 54.19ポイント、それぞれ下回っています。

なお、早期健全化基準は実質赤字比率と同様に、市町村の標準財政規模に応じて 16.25%から 20.00%の間で、毎年度定められます。

連結実質赤字比率が前年度に比べ低下した要因を算定式から求めますと、分母となる標準財政規模が 12億円 (2.5%) 増加し、分子を構成する連結実質黒字額が 23億7,745万円 (16.7%) 減少したことによるものです。

各会計の実質黒字額を前年度と比較しますと、特別会計が 40.4%、公営企業会計が 23.9%それぞれ減少し、一般会計が 0.1%増加しています。

また、連結実質黒字額に占める各会計の構成割合は、一般会計等 38.8%、特別会計 2.3%、公営企業会計 58.9%となっています。

(4) 実質公債費比率(税金等の収入に占める一般会計の借入金返済額の割合)

自治体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額)に対する比率で、借入金である地方債の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

算定の対象となる会計は、表1「健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等」のとおり、一般会計、特別会計(公営企業会計を含む)及び一部事務組合・広域連合となります。

算定式は次のとおりで、3か年の平均値が公表値となります。詳細は、表6「実質公債費比率算定表と年度比較」のとおりです。

算定式

$$\text{実質公債費比率 (単年度)} = \frac{(\text{元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B}) - (\text{特定財源 C} + \text{基準財政需要額算入額 D})}{\text{標準財政規模 E} - \text{基準財政需要額算入額 D}}$$

A: 元利償還金 (公債費から繰上償還額及び借換債を財源として償還した額等を控除した額)

B: 準元利償還金

C: 特定財源 (国や都道府県等からの利子補給等)

D: 地方債の元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E: 標準財政規模

表 6 《 実質公債費比率算定表と年度比較 》

(単位: 千円・%)

算定式の内容	令和4年度	令和5年度 ①	令和6年度 ②	増減 ②-①
元利償還金 A	6,587,034	6,823,956	6,842,743	18,787
準元利償還金 B	2,307,447	2,209,278	2,134,865	△ 74,413
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,923,929	1,759,282	1,713,853	△ 45,429
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	326,635	396,694	387,002	△ 9,692
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	56,883	53,302	34,010	△ 19,292
特定財源 C	1,150,791	1,225,405	1,280,227	54,822
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	1,150,791	1,225,405	1,280,227	54,822
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D	5,627,689	5,430,154	5,200,888	△ 229,266
標準財政規模 E	46,929,732	47,898,622	49,098,628	1,200,006
[分子] (I) (A+B)-(C+D)	2,116,001	2,377,675	2,496,493	118,818
[分母] (II) (E-D)	41,302,043	42,468,468	43,897,740	1,429,272
実質公債費比率 (単年度) (I)/(II)	5.12324	5.59868	5.68707	0.08839
実質公債費比率 (公表値)	4.3	4.9	5.4	0.5

(注) 公表値は、当該年度を含む過去3か年の平均値です。

《 早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質公債費比率) 》

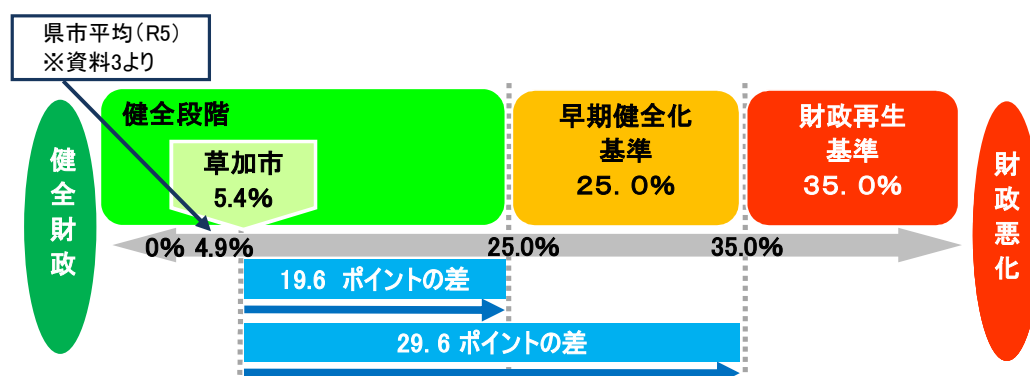


表6「実質公債費比率算定表と年度比較」をみますと、令和6年度の実質公債費比率は、令和4年度から令和6年度までの3か年平均値で5.4%となり、令和5年度の算定値と比べ0.5ポイント上昇しています。

早期健全化基準25.0%と比べ19.6ポイント、財政再生基準35.0%と比べ29.6ポイント、それぞれ下回っています。なお、早期健全化基準及び財政再生基準は、それぞれ一律に定められています。

また、令和6年度の実質公債費比率の単年度値は、5.68707%で、令和5年度の単年度値と比べ0.08839ポイント上昇しています。

単年度比率が上昇した主な要因は、分母を構成する項目のうち標準財政規模は、前年度に比べ増加した一方、分子を構成する項目のうち元利償還金は前年度に比べ1,878万円(0.3%)増加しましたが、準元利償還金が7,441万円(3.4%)減少し、さらに控除項目である元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が前年度に比べ2億2,926万円(4.2%)減少し、分子が増加したことによるものです。

続いて、全国規模の公表値では最新となる令和5年度の数値同士を比較し、本市の実質公債費比率の相対的な状況を確認します。

資料1「近隣市等における健全化判断比率の比較(令和5年度)」から、令和5年度における本市の実質公債費比率は4.9%で、埼玉県内全40市(以下「県市」という。)平均4.9%及び類似団体(以下「類団」という。)平均4.2%と比較しますと、県市平均と同率であり、類団平均より0.7ポイント上回っています。

また、表7「実質公債費比率の算定における埼玉県内の市平均との比較」から主な算定項目の標準財政規模に対する割合を比較しますと、次のとおりとなります。

元利償還金は、本市が13.9%(令和5年度14.2%)で、県市平均14.0%より0.1ポイント下回っています。

特定財源は、本市が2.6%(令和5年度2.6%)で、県市平均3.1%より0.5ポイント下回っています。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、本市が10.6%(令和5年度11.3%)で、県市平均9.3%より1.3ポイント上回っています。

表 7 《 実質公債費比率の算定における埼玉県内の市平均との比較 》

算定式の内容	草加市（R 6）		草加市（R 5）		県市平均（R 5）	
	金 額 （千円）	比率 （％）	金 額 （千円）	比率 （％）	金 額 （千円）	比率 （％）
元利償還金 A	6,842,743	13.9	6,823,956	14.2	5,146,382	14.0
準元利償還金 B	2,134,865	4.3	2,209,278	4.6	1,024,908	2.8
満期一括償還地方債の 1年当たりの元金償還 金に相当するもの	0	0.0	0	0.0	83,333	0.2
公営企業に要する経費 の財源とする地方債の 償還の財源に充てたと 認められる繰入金	1,713,853	3.5	1,759,282	3.7	725,280	2.0
一部事務組合等の起こ した地方債に充てたと 認められる補助金又は 負担金	387,002	0.8	396,694	0.8	138,276	0.4
公債費に準ずる債務負 担行為に係るもの	34,010	0.1	53,302	0.1	77,993	0.2
一時借入金の利子	0	0.0	0	0.0	26	0.0
特定財源 C	1,280,227	2.6	1,225,405	2.6	1,124,280	3.1
元利償還金・準元利償還 金に係る基準財政需要額 算入額 D	5,200,888	10.6	5,430,154	11.3	3,419,457	9.3
標準財政規模 E	49,098,628	100.0	47,898,622	100.0	36,679,762	100.0
〔分子〕 (Ⅰ) (A+B)-(C+D)	2,496,493	5.1	2,377,675	5.0	1,627,553	4.4
〔分母〕 (Ⅱ) (E-D)	43,897,740	89.4	42,468,468	88.7	33,260,305	90.7
実質公債費比率 (単年度) (Ⅰ)／(Ⅱ)	5.68707		5.59868		4.89338	
実質公債費比率 (公表値)	5.4		4.9		4.9	

(注1) 令和5年度財政状況資料集（埼玉県）から作成しています。

(注2) 比率は、標準財政規模に対する割合を表しています。

(5) 将来負担比率(税金等の収入に占める一般会計が将来負担する債務の割合)

自治体の一般会計が将来負担すべき実質的な負債（将来負担額）から、返済原資としてみなすことができる基金、特定財源見込額及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額（充当可能財源等）を控除した将来負担額（以下「充当後将来負担額」という。）の、標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（以下「調整後標準財政規模」という。）に対する比率です。

自治体の一般会計等の地方債残高や出資している法人への損失補償や地方公社の負債等、一般会計が支払う可能性のある負担額を合算し、一般会計における将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

将来、本市の財政を圧迫する可能性がある債務の現在高や、この現在高が税収入等からなる年間の総収入の何年分に相当するかを確認できます。

算定の対象となる会計は、表1「健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等」のとおり、一般会計、特別会計（公営企業会計を含む）、一部事務組合・広域連合及び地方公社・第三セクター等（表2参照）となります。

算定式は次のとおりで、その詳細は、表8「将来負担比率算定表と年度比較」のとおりです。

算定式

将来負担比率	=	$\frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能財源等 B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{基準財政需要額算入額 D}}$
--------	---	---

A: 将来負担額(地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額等)

B: 充当可能財源等(充当可能基金額、特定財源見込額、地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額)

C: 標準財政規模

D: 地方債の元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

表 8 《 将来負担比率算定表と年度比較 》

(単位：千円・%)

算定式の内容		令和4年度	令和5年度 ①	令和6年度 ②	増減 ②－①
将来負担額	地方債の現在高	70,666,566	69,006,063	66,514,468	△ 2,491,595
	債務負担行為に基づく支出 予定額	3,111,719	3,289,047	3,441,256	152,209
	公営企業債等繰入見込額	14,817,243	13,347,187	11,981,346	△ 1,365,841
	組合負担等見込額	2,073,060	1,959,815	1,713,625	△ 246,190
	退職手当負担見込額	3,455,025	3,331,679	2,918,296	△ 413,383
	設立法人の負債額等負担見 込額	0	0	0	0
	土地開発公社	0	0	0	0
	第三セクター等	0	0	0	0
	連結実質赤字額	0	0	0	0
	組合等連結実質赤字額負担 見込額	0	0	0	0
合 計 A		94,123,613	90,933,791	86,568,991	△ 4,364,800
充当可能財源等	充当可能基金額	13,215,570	12,582,268	9,216,056	△ 3,366,212
	特定財源見込額（充当可能 特定歳入）	9,705,119	9,954,616	10,519,973	565,357
	うち都市計画税	9,705,119	9,954,616	10,519,973	565,357
	地方債現在高に係る基準財 政需要額算入見込額	60,084,673	57,127,570	53,542,056	△ 3,585,514
合 計 B		83,005,362	79,664,454	73,278,085	△ 6,386,369
充当後将来負担額 (I) 〔分子〕 (A－B)		11,118,251	11,269,337	13,290,906	2,021,569
標準財政規模 C		46,929,732	47,898,622	49,098,628	1,200,006
元利償還金・準元利償還金に係 る基準財政需要額算入額 D		5,627,689	5,430,154	5,200,888	△ 229,266
調整後標準財政規模 (II) 〔分母〕 (C－D)		41,302,043	42,468,468	43,897,740	1,429,272
将来負担比率 (I)／(II)		26.9	26.5	30.2	3.7

《 早期健全化基準との比較イメージ(将来負担比率) 》

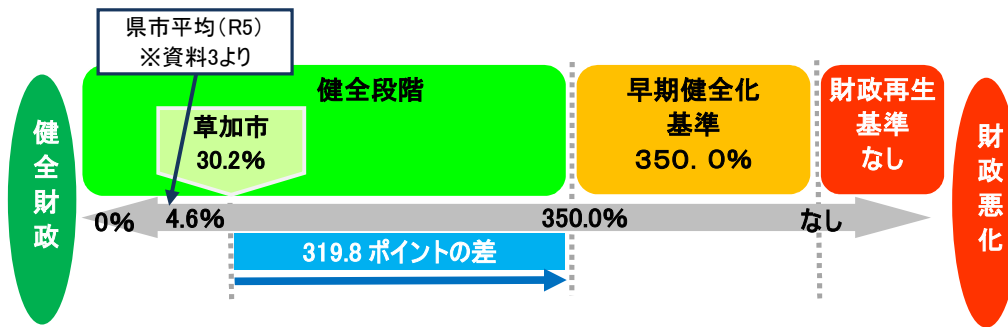


表 8 「将来負担比率算定表と年度比較」をみますと、令和 6 年度の将来負担比率は 30.2%となり、前年度に比べ 3.7ポイント上昇しています。

早期健全化基準 350.0%に比べ 319.8ポイント下回っています。なお、早期健全化基準は市町村一律に定められ、財政再生基準は定められていません。

また、算定式の内容を比較しますと、令和 6 年度の将来負担額は 865億6,899万円で、前年度に比べ 43億6,480万円 (4.8%) 減少しています。これは、債務負担行為に基づく支出予定額が増加したものの、地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額、組合負担等見込額及び退職手当負担見込額の減少が増加額を上回ったためです。

充当可能財源等は 732億7,808万円で、前年度に比べ 63億8,636万円 (8.0%) 減少しています。これは、特定財源見込額 (充当可能特定歳入) が増加したものの、充当可能基金額及び地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額の減少が増加額を上回ったためです。この結果、充当後将来負担額は 132億9,090万円で、前年度に比べ 20億2,156万円 (17.9%) 増加しています。

将来負担比率が前年度に比べ上昇した主な要因を算定式から求めますと、分母となる調整後標準財政規模が 14億2,927万円 (3.4%) 増加しましたが、分子を構成する充当後将来負担額が 20億2,156万円 (17.9%) 増加したことによるものです。

続いて、全国規模の公表値では最新となる令和 5 年度の数値同士を比較し、本市の将来負担比率の相対的な状況を確認します。

資料 1 「近隣市等における健全化判断比率の比較 (令和 5 年度)」から、令和 5 年度における本市の将来負担比率は 26.5%で、県市平均 4.6%及び類団平均 12.6%と比較しますと、県市平均より 21.9ポイント、類団平均より 13.9ポイント上回っています。

また、表 9 「将来負担比率の算定における埼玉県内の市平均との比較」から主な算定項目の標準財政規模に対する割合を比較しますと、次のとおりとなります。

将来負担額は本市が 176.3% (令和 5 年度 189.8%) で、県市平均 173.6%より 2.7ポイント上回っています。充当可能財源等は、本市が 149.2% (令和 5 年度 166.3%) で、県市平均 169.4%より 20.2ポイント下回っています。充当後将来負担額は、本市が 27.1% (令和 5 年度 23.5%) で、県市平均 4.2%より 22.9ポイント上回っています。

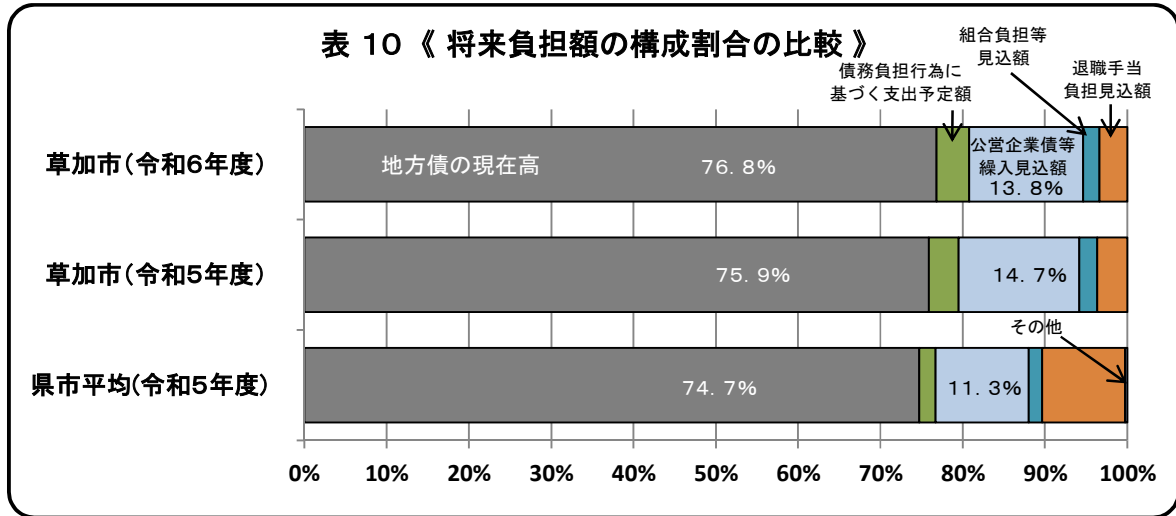
表 9 《 将来負担比率の算定における埼玉県内の市平均との比較 》

算定式の内容		草加市 (R 6)		草加市 (R 5)		県市平均 (R 5)	
		金 額 (千円)	比率 (%)	金 額 (千円)	比率 (%)	金 額 (千円)	比率 (%)
将来負担額	地方債の現在高	66,514,468	135.5	69,006,063	144.1	47,586,518	129.7
	債務負担行為に基づく 支出予定額	3,441,256	7.0	3,289,047	6.9	1,257,024	3.4
	公営企業債等繰入見込額	11,981,346	24.4	13,347,187	27.9	7,216,592	19.7
	組合負担等見込額	1,713,625	3.5	1,959,815	4.1	1,035,645	2.8
	退職手当負担見込額	2,918,296	5.9	3,331,679	7.0	6,421,094	17.5
	設立法人の負債額等負 担見込額	0	0.0	0	0.0	156,496	0.4
	連結実質赤字額	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	組合等連結実質赤字額 負担見込額	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	合 計 A	86,568,991	176.3	90,933,791	189.8	63,673,369	173.6
充 当 可 能 財 源 等	充当可能基金額	9,216,056	18.8	12,582,268	26.3	13,285,514	36.2
	特定財源見込額 (充当可能特定歳入)	10,519,973	21.4	9,954,616	20.8	9,476,322	25.8
	地方債現在高に係る基 準財政需要額算入見込 額	53,542,056	109.1	57,127,570	119.3	39,365,141	107.3
	合 計 B	73,278,085	149.2	79,664,454	166.3	62,126,977	169.4
充当後将来負担額 (I) 〔分子〕 (A－B)		13,290,906	27.1	11,269,337	23.5	1,546,392	4.2
標準財政規模 C		49,098,628	100.0	47,898,622	100.0	36,679,762	100.0
元利償還金・準元利償還 金に係る基準財政需要額 算入額 D		5,200,888	10.6	5,430,154	11.3	3,419,457	9.3
調整後標準財政規模 (II) 〔分母〕 (C－D)		43,897,740	89.4	42,468,468	88.7	33,260,305	90.7
将来負担比率 (I)／(II)		30.2		26.5		4.6	

(注1) 令和5年度財政状況資料集(埼玉県)から作成しています。

(注2) 比率は、標準財政規模に対する割合を表しています。

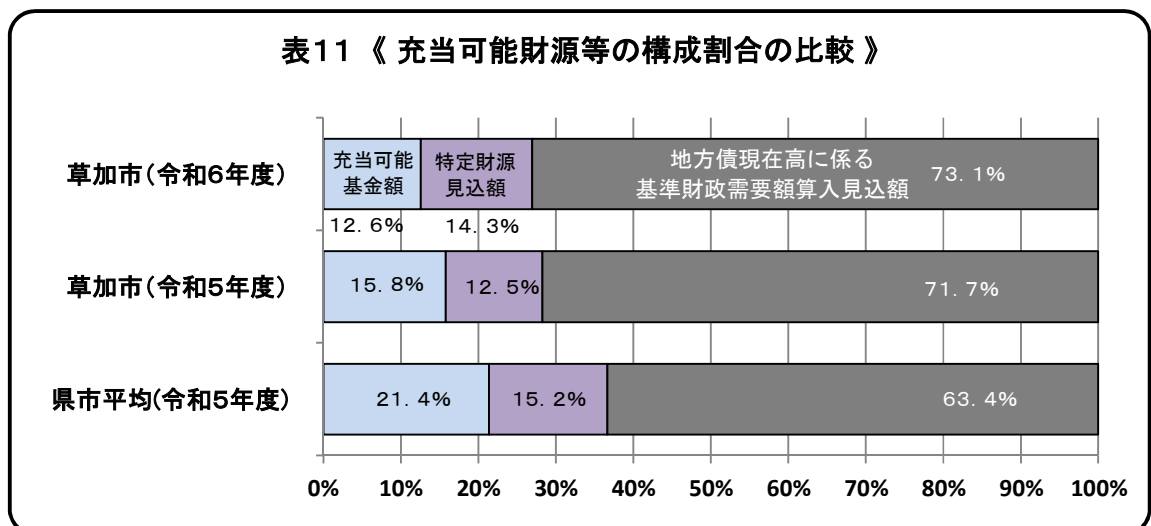
次に、将来負担額の算定項目についての構成割合を確認するために、表9「将来負担比率の算定における埼玉県内の市平均との比較」等からグラフを作成しますと、表10「将来負担額の構成割合の比較」のとおりとなります。



主な算定項目を比較しますと、一般会計等の地方債の現在高は、本市が 76.8%（令和5年度 75.9%）で、県市平均 74.7%より 2.1ポイント上回っています。なお、額については県市平均より 189億2,795万円上回っています。

公共下水道事業会計、病院事業会計等に係る地方債の償還のための一般会計からの繰入額である公営企業債等繰入見込額は、本市が 13.8%（令和5年度 14.7%）で、県市平均 11.3%より 2.5ポイント上回っています。なお、額については県市平均より 47億6,475万円上回っています。

また、充当可能財源等の算定項目についての構成割合を確認するために、同じくグラフを作成しますと、表11「充当可能財源等の構成割合の比較」のとおりとなります。



算定項目を比較しますと、充当可能基金額は、本市が 12.6%（令和5年度 15.8%）で、県市平均 21.4%より 8.8ポイント下回っています。なお、額については県市平均より 40億6,945万円下回っています。

特定財源見込額（充当可能特定歳入）は、本市は 14.3%（令和 5 年度 12.5%）で、県市平均 15.2%より 0.9ポイント下回っています。なお、額については、県市平均より 10億4,365万円上回っています。

地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額については、本市は 73.1%（令和 5 年度 71.7%）で、県市平均 63.4%より 9.7ポイント上回っています。なお、額については県市平均より 141億7,691万円上回っています。

次に、資料 2「近隣市等における市民一人当たりの将来負担額の比較」から本市と県市平均及び類団平均を比較しますと、次のとおりとなります。

充当可能財源等控除前の将来負担額から求めた市民一人当たりの将来負担額は、本市が 343,539円（令和 5 年度 361,970円）で、県市平均 369,136円及び類団平均 428,575円と比較しますと、県市平均より 25,597円、類団平均より 85,036円下回っています。

また、充当可能財源等控除後の将来負担額から求めた市民一人当たりの将来負担額は、本市が 52,743円（令和 5 年度 44,859円）で、県市平均 8,965円及び類団平均 26,629円と比較しますと、県市平均より 43,778円、類団平均より 26,114円上回っています。

2 資金不足比率（事業の規模に占める資金の不足額の割合）

公営企業会計ごとの資金の不足額が事業の規模（年間料金収入等）と比較し、どの程度の割合かを示す指標で、資金が不足している場合における経営状態の悪化の度合いを示すものです。

算定の対象となる会計は、特別会計のうち地方公営企業法を適用する事業である水道事業会計、病院事業会計及び公共下水道事業会計と、地方財政法施行令第 46 条で定める事業のうち地方公営企業法を適用していない新田西部土地地区画整理事業特別会計及び新田駅西口土地地区画整理事業特別会計の 5 会計となり、比率は公営企業会計ごとに算定されます。

比率は、資金の不足額がある場合には算定されますが、資金の剰余額がある場合には算定されず、公表値は「－」と表示されます。各事業の「資金不足比率算定表と年度比較」では、剰余額を△（負の値）で表した場合の実数値となる資金不足比率等を記載しました。

なお、比率が、経営の健全化を図るべき基準（経営健全化基準）以上である場合には、経営の健全化のための計画（経営健全化計画）を策定する必要がありますが、令和 6 年度は、経営健全化基準以上となる公営企業会計はありませんでした。

(1) 新田西部土地区画整理事業特別会計（地方公営企業法非適用事業）

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A+B)-(C+D)+(E+F)}}{\text{事業の規模 G}}$$

A: 歳出額

B: 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

C: 歳入額（翌年度に繰り越すべき財源を除く。）

D: 土地収入見込額

E: 土地造成等経費の財源に充てる地方債の現在高

F: 土地造成等経費の財源に充てる他の会計からの長期借入金の現在高

G: 資本＋負債相当額

表 12 《 資金不足比率算定表と年度比較（新田西部土地区画整理事業特別会計） 》

（単位：千円・％）

算定式の内容	算 定 値			
	令和4年度	令和5年度 ①	令和6年度 ②	増減 ②－①
歳出額 A	1	1	1	0
建設改良費等以外の地方債 現在高 B	0	0	0	0
歳入額（ア－イ） C	1	1	1	0
歳入 ア	1	1	1	0
繰り越すべき財源 イ	0	0	0	0
土地収入見込額 D	0	0	0	0
土地造成地方債現在高 E	0	0	0	0
土地造成他会計長期借入金 現在高 F	0	0	0	0
資金の不足（△剰余）額（Ⅰ） 〔分子〕 (A+B)-(C+D)+(E+F)	0	0	0	0
事業の規模（Ⅱ） 〔分母〕 G (資本＋負債相当額)	0	0	0	0
資金不足比率（Ⅰ）／（Ⅱ）	－	－	－	－
公 表 値	－	－	－	

新田西部土地区画整理事業特別会計は算定に必要な額が発生していないことから、算定表上も「－」表示となります。

(2) 新田駅西口土地区画整理事業特別会計（地方公営企業法非適用事業）

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A+B)-(C+D)+(E+F)}}{\text{事業の規模 G}}$$

A: 歳出額

B: 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

C: 歳入額（翌年度に繰り越すべき財源を除く。）

D: 土地収入見込額

E: 土地造成等経費の財源に充てる地方債の現在高

F: 土地造成等経費の財源に充てる他の会計からの長期借入金の現在高

G: 資本＋負債相当額

表 13 《 資金不足比率算定表（新田駅西口土地区画整理事業特別会計） 》

（単位：千円・％）

算定式の内容	算 定 値			
	令和4年度	令和5年度 ①	令和6年度 ②	増減 ②－①
歳出額 A	0	10,741	0	△ 10,741
建設改良費等以外の地方債 現在高 B	0	0	0	0
歳入額（ア－イ） C	0	10,741	0	△ 10,741
歳入 ア	0	10,741	0	△ 10,741
繰り越すべき財源 イ	0	0	0	0
土地収入見込額 D	0	0	0	0
土地造成地方債現在高 E	0	0	0	0
土地造成他会計長期借入金 現在高 F	0	0	0	0
資金の不足（△剰余）額（Ⅰ） 〔分子〕 （A+B）－（C+D）＋（E+F）	0	0	0	0
事業の規模（Ⅱ） 〔分母〕 G （資本＋負債相当額）	0	0	0	0
資金不足比率（Ⅰ）／（Ⅱ）	－	－	－	－
公 表 値	－	－	－	

新田駅西口土地区画整理事業特別会計は算定に必要な額が発生していないことから、算定表上も「－」表示となります。

(3) 水道事業会計、病院事業会計及び公共下水道事業会計（地方公営企業法適用事業）

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A-B-C+D)-(E-F+G)}}{\text{事業の規模 (H-I)}}$$

A : 流動負債

B : 控除企業債等

C : 控除未払金等

D : 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

E : 流動資産

F : 控除財源(翌年度へ繰越される支出の財源充当額)

G : 解消可能資金不足額

H : 営業収益

I : 受託工事収益

① 水道事業会計

表 14 《 資金不足比率算定表と年度比較(水道事業会計) 》

(単位：千円・%)

算定式の内容	算 定 値			
	令和4年度	令和5年度 ①	令和6年度 ②	増減 ②-①
流動負債 A	1,533,801	1,485,742	2,244,294	758,552
控除企業債等 B	186,141	174,618	164,343	△ 10,275
控除未払金等 C	0	0	0	0
建設改良費等以外の 地方債現在高 D	0	0	0	0
流動資産 E	6,309,552	6,444,489	6,133,870	△ 310,619
控除財源 (翌年度へ繰越される 支出の財源充当額) F	0	0	0	0
解消可能資金不足額 G	0	0	0	0
資金の不足(△剰余)額 (I) 〔分子〕 (A-B-C+D)-(E-F+G)	△ 4,961,892	△ 5,133,365	△ 4,053,919	1,079,446
営業収益 H	3,902,178	3,973,925	3,903,832	△ 70,093
受託工事収益 I	7,768	9,424	8,219	△ 1,205
事業の規模 (II) 〔分母〕(H-I)	3,894,410	3,964,501	3,895,613	△ 68,888
資金不足比率 (I)／(II)	△ 127.4	△ 129.4	△ 104.0	25.4
公 表 値	—	—	—	

水道事業会計の算定表上の資金不足比率は △104.0%で、前年度に引き続き資金の不足額は発生していません。また、経営健全化基準である 20.0%から 124.0ポイント下回っています。

資金不足比率が前年度に比べ低下した要因を算定式から求めますと、分母となる事業の規模（Ⅱ）が 6,888万円（1.7%）減少しましたが、分子となる資金の剰余額（Ⅰ）が 10億7,944万円（21.0%）減少したことによるものです。

② 病院事業会計

表 15 《 資金不足比率算定表と年度比較(病院事業会計) 》

(単位：千円・%)

算定式の内容	算 定 値			
	令和4年度	令和5年度 ①	令和6年度 ②	増減 ②－①
流動負債 A	2,769,941	2,458,627	2,239,398	△ 219,229
控除企業債等 B	474,716	464,372	463,095	△ 1,277
控除未払金等 C	0	0	0	0
建設改良費等以外の 地方債現在高 D	0	0	0	0
流動資産 E	5,929,361	4,446,022	2,717,582	△ 1,728,440
控除財源 (翌年度へ繰越される 支出の財源充当額) F	0	0	0	0
解消可能資金不足額 G	0	0	0	0
資金の不足(△剰余)額(Ⅰ) 〔分子〕 (A-B-C+D)-(E-F+G)	△ 3,634,136	△ 2,451,767	△ 941,279	1,510,488
営業収益(医業収益) H	11,120,098	11,170,529	11,235,228	64,699
受託工事収益 I	0	0	0	0
事業の規模(Ⅱ) 〔分母〕(H-I)	11,120,098	11,170,529	11,235,228	64,699
資金不足比率 (Ⅰ)／(Ⅱ)	△ 32.6	△ 21.9	△ 8.3	13.6
公 表 値	—	—	—	

病院事業会計の算定表上の資金不足比率は △8.3%で、前年度に引き続き資金の不足額は発生していません。また、経営健全化基準である 20.0%から 28.3ポイント下回っています。

資金不足比率が前年度に比べ低下した要因を算定式から求めますと、分母となる事業の規模（Ⅱ）が 6,469万円（0.6%）増加し、分子となる資金の剰余額（Ⅰ）が 15億1,048万円（61.6%）減少したことによるものです。

③ 公共下水道事業会計

表 16 《 資金不足比率算定表と年度比較(公共下水道事業会計) 》

(単位：千円・%)

算定式の内容	算 定 値			
	令和4年度	令和5年度 ①	令和6年度 ②	増減 ②－①
流動負債 A	3,396,896	3,483,608	3,312,183	△ 171,425
控除企業債等 B	2,743,740	2,651,242	2,298,028	△ 353,214
控除未払金等 C	108,000	98,700	436,700	338,000
建設改良費等以外の 地方債現在高 D	0	0	0	0
流動資産 E	1,867,231	2,396,186	2,585,957	189,771
控除財源 (翌年度へ繰越される 支出の財源充当額) F	5,471	52,480	5,230	△ 47,250
解消可能資金不足額 G	0	0	0	0
資金の不足(△剰余)額 (Ⅰ) 〔分子〕 (A-B-C+D)-(E-F+G)	△ 1,316,604	△ 1,610,040	△ 2,003,272	△ 393,232
営業収益 H	3,119,534	3,085,744	3,050,617	△ 35,127
受託工事収益 I	0	0	0	0
事業の規模 (Ⅱ) 〔分母〕 (H-I)	3,119,534	3,085,744	3,050,617	△ 35,127
資金不足比率 (Ⅰ)／(Ⅱ)	△ 42.2	△ 52.1	△ 65.6	△ 13.5
公 表 値	—	—	—	

公共下水道事業会計の算定表上の資金不足比率は △65.6%で、前年度に引き続き資金の不足額は発生していません。また、経営健全化基準である 20.0%から 85.6ポイント下回っています。

資金不足比率が前年度に比べ上昇した要因を算定式から求めますと、分母となる事業の規模 (Ⅱ) が 3,512万円 (1.1%) 減少し、分子となる資金の剰余額 (Ⅰ) が 3億9,323万円 (24.4%) 増加したことによるものです。

3 むすび

本市の令和6年度決算における財政健全化指標を審査したところ、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、前年度同様黒字のため、比率は算出されません。実質公債費比率については5.4%で前年度に比べ0.5ポイント上昇しています。また、将来負担比率については、分母となる調整後標準財政規模が前年度より増加したものの、分子となる充当後将来負担額の増加額がそれを上回った結果、30.2%となり、前年度に比べ3.7ポイント上昇しています。資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足額が発生せず、健全を示す比率となっています。

全国状況を確認すると、公表値において最新となる令和5年度決算に基づく自治体及び公営企業会計の比率では、健全化判断比率における早期健全化基準以上の団体は、前年度同様1団体であり、資金不足比率における経営健全化基準以上の公営企業会計数は、前年度に比べ4会計増加し、8会計となっています。

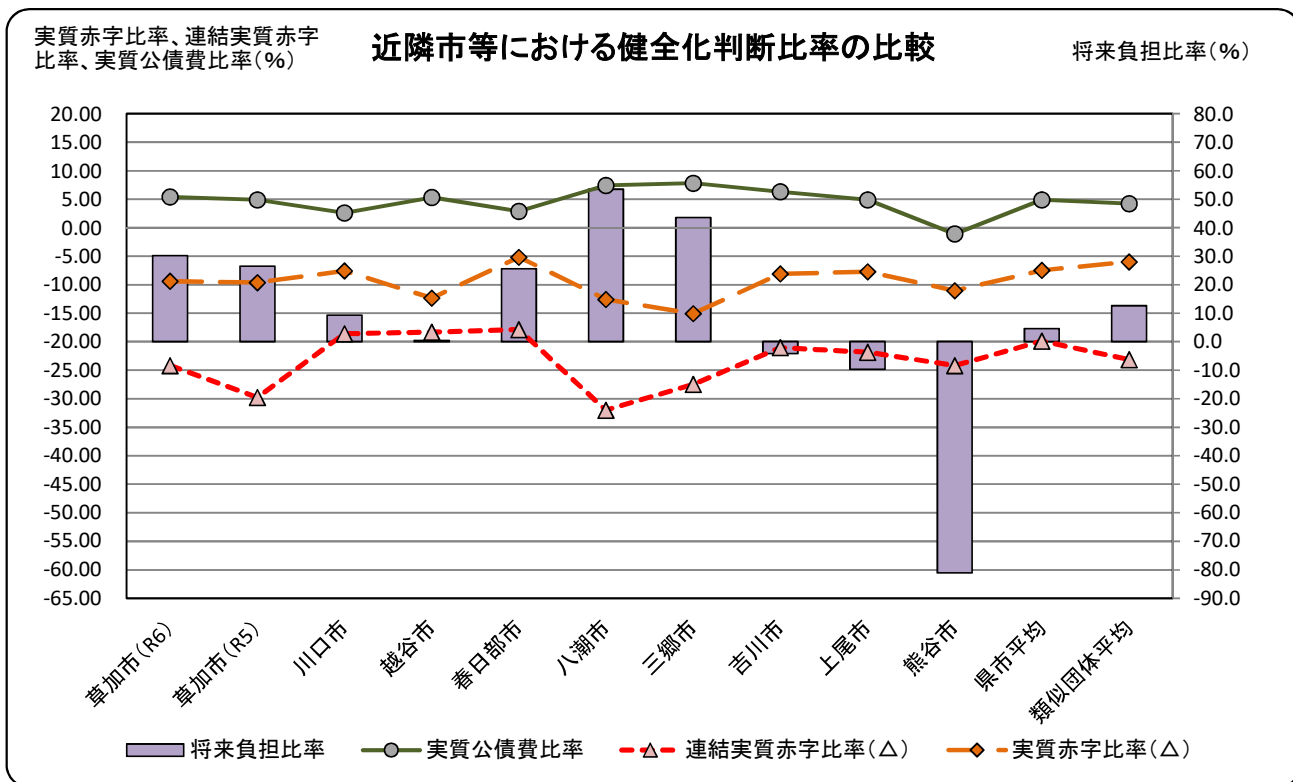
また、埼玉県内の市及び類似団体の平均値を見ますと、実質収支額（黒字額）及び連結実質収支額（黒字額）は、埼玉県内の市及び類似団体において、いずれも減少しています。実質公債費比率については、埼玉県内の市では前年度と同様となっている一方、類似団体においては上昇しています。将来負担比率については、埼玉県内の市及び類似団体において、いずれも上昇しています。

財政健全化指標は、財政状況を客観的に表し、健全化への道しるべとなるものです。本指標をもとに将来を見据え計画的な行財政運営を行うことにより、世代間のバランスをはかり、必要とされる行政サービスをしっかりと提供していくことを望みます。

財政健全化指標上では「健全」とされる本市ですが、各指標の数値は前年度と比べ軒並み悪化しています。また、資料1及び資料2を見ると、将来負担比率や市民一人当たりの将来負担額（控除後）についても、県市平均や類似団体平均と比べて高い数値となっています。

今後も、年々増加する民生費の支出や公共施設等の老朽化への対応、突発的な自然災害への備えなど、多額の費用を要することが見込まれることから、ますます厳しい財政状況となることが想定されます。そうした状況においても、「住みたいまち」、「住み続けたいまち」、そして「だれもが幸せなまち」の実現に向けて安全・安心なまちづくりのための取組を推進することは重要です。草加の未来を担うこどもたちが安心してこのまちを引き継ぐことができるよう、継続的な業務改善や事業の見直しを進めることで支出を抑制し、かつ財源確保策の検討や拡充を行うことで構造改革と財政基盤の強化が図られることを望みます。また、限られた財源の中で最大限の市民サービスを提供するためにも、市全体で厳しい財政状況や危機意識を共有し、これまで以上に「経営」の視点を持った行政運営を進めていくことを強く望みます。

近隣市等における健全化判断比率の比較（令和5年度）



(単位：人・千円・%)

	草加市(R6)	草加市(R5)	川口市	越谷市	春日部市	八潮市
人口(年度中の1月1日)	251,992	251,219	606,315	343,062	230,687	93,065
標準財政規模	49,098,628	47,898,622	115,866,185	66,594,502	47,205,093	19,683,140
実質赤字比率	△ 9.39	△ 9.61	△ 7.56	△ 12.33	△ 5.17	△ 12.58
連結実質赤字比率	△ 24.19	△ 29.76	△ 18.59	△ 18.32	△ 17.86	△ 32.00
実質公債費比率	5.4	4.9	2.6	5.3	2.9	7.4
将来負担比率	30.2	26.5	9.3	0.4	25.6	53.5

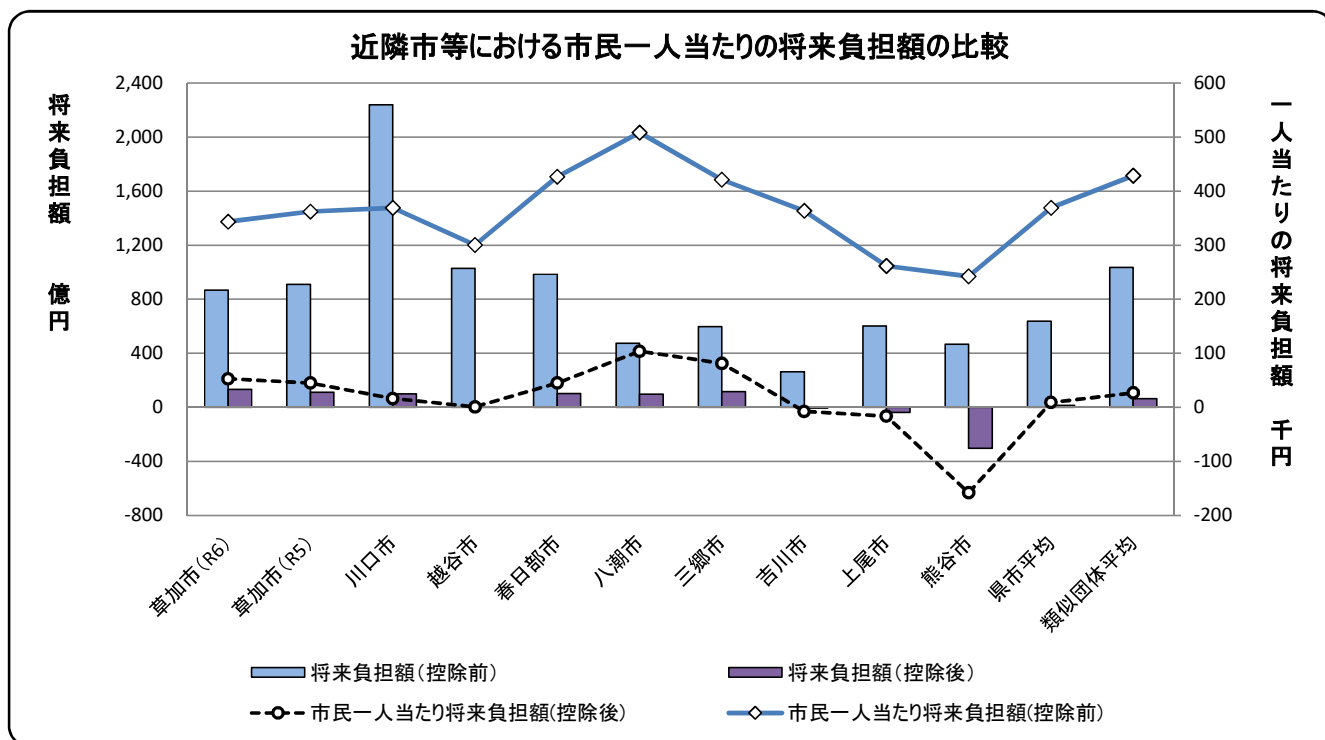
	三郷市	吉川市	上尾市	熊谷市	県市平均(40団体)	類似団体平均(23団体)
人口(年度中の1月1日)	141,942	72,678	230,167	192,074	172,493	241,290
標準財政規模	28,919,244	14,632,287	42,243,632	42,343,576	36,679,762	52,934,514
実質赤字比率	△ 15.06	△ 8.10	△ 7.70	△ 11.04	△ 7.50	△ 6.00
連結実質赤字比率	△ 27.47	△ 21.02	△ 21.86	△ 24.18	△ 19.90	△ 23.14
実質公債費比率	7.8	6.3	4.9	△ 1.1	4.9	4.2
将来負担比率	43.6	△ 4.2	△ 9.7	△ 81.1	4.6	12.6

(注1) 草加市以外の市については、資料3「埼玉県内の市における健全化判断比率の状況(令和5年度)」のうち、近隣市及び人口規模が類似している団体を記載しています。

(注2) 県市平均及び類似団体平均は、資料3及び資料4の「平均」を記載しています。

(注3) 「人口(年度中の1月1日)」については、「草加市(R6)」は令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口、その他は令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口です。

近隣市等における市民一人当たりの将来負担額の比較（令和5年度）



	草加市 (R6)	草加市 (R5)	川口市	越谷市	春日部市	八潮市
将来負担額（控除前）千円 ①	86,568,991	90,933,791	223,856,856	103,003,546	98,476,138	47,280,224
充当可能財源等 千円 ②	73,278,085	79,664,454	213,975,437	102,741,240	88,116,825	37,622,885
将来負担額（控除後）千円 ①－② ③	13,290,906	11,269,337	9,881,419	262,306	10,359,313	9,657,339
人口（年度中の1月1日）人 ④	251,992	251,219	606,315	343,062	230,687	93,065
一人当たり将来負担額 （控除前）円 ①÷④	343,539	361,970	369,209	300,248	426,882	508,034
一人当たり将来負担額 （控除後）円 ③÷④	52,743	44,859	16,298	765	44,906	103,770

	三郷市	吉川市	上尾市	熊谷市	県市平均 (40団体)	類似団体平均 (23団体)
将来負担額（控除前）千円 ①	59,778,315	26,434,267	60,202,654	46,513,213	63,673,368	103,410,846
充当可能財源等 千円 ②	48,260,665	27,000,037	63,984,375	76,889,996	62,126,977	96,985,591
将来負担額（控除後）千円 ①－② ③	11,517,650	△ 565,770	△ 3,781,721	△ 30,376,783	1,546,391	6,425,255
人口（年度中の1月1日）人 ④	141,942	72,678	230,167	192,074	172,493	241,290
一人当たり将来負担額 （控除前）円 ①÷④	421,146	363,718	261,561	242,163	369,136	428,575
一人当たり将来負担額 （控除後）円 ③÷④	81,143	△ 7,785	△ 16,430	△ 158,151	8,965	26,629

（注1）令和5年度決算に基づく健全化判断比率（埼玉県）、表8、資料3及び令和5年度財政状況資料集から作成（算定）しています。また、草加市以外の市については、近隣市及び人口規模が類似している団体を記載しています。

（注2）「控除前」とは将来負担額を指し、「控除後」とは将来負担額から充当可能財源等を控除した将来負担額を指します。

（注3）「人口（年度中の1月1日）」については、「草加市（R6）」は令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口、その他は令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口です。

埼玉県内の市における健全化判断比率の状況（令和５年度）

（単位：千円・％）

市の名称		人口（人） R6.1.1 現在	標準財政規模	一般会計等 実質収支額	連結 実質収支額	健全化判断比率			
						実質 赤字比率 （一般会計等）	連結 実質赤字比率	実質公債費比率 （3年平 均）	将来負担 比率
1	さいたま市	1,345,012	330,447,137	11,957,282	35,061,000	△ 3.61	△ 10.61	6.3	20.1
2	川越市	352,717	68,822,466	5,177,089	17,066,000	△ 7.52	△ 24.79	6.5	53.4
3	熊谷市	192,074	42,343,576	4,677,000	10,239,000	△ 11.04	△ 24.18	△ 1.1	△ 81.1
4	川口市	606,315	115,866,185	8,767,219	21,547,000	△ 7.56	△ 18.59	2.6	9.3
5	行田市	78,416	17,972,156	2,193,217	4,967,000	△ 12.20	△ 27.63	2.5	△ 22.4
6	秩父市	58,223	17,472,912	1,708,731	4,939,000	△ 9.77	△ 28.26	2.5	△ 6.1
7	所沢市	343,529	64,131,215	5,854,694	16,962,000	△ 9.12	△ 26.44	5.1	0.8
8	飯能市	78,472	19,033,309	1,527,409	3,555,000	△ 8.02	△ 18.67	5.0	15.9
9	加須市	112,163	26,386,099	2,283,083	6,292,000	△ 8.65	△ 23.84	5.6	△ 30.8
10	本庄市	77,285	18,414,168	2,179,937	4,312,000	△ 11.83	△ 23.41	3.7	△ 75.8
11	東松山市	91,094	19,581,382	1,271,728	5,769,000	△ 6.49	△ 29.46	4.5	18.7
12	春日部市	230,687	47,205,093	2,444,507	8,435,000	△ 5.17	△ 17.86	2.9	25.6
13	狭山市	148,872	29,777,960	665,470	8,152,000	△ 2.23	△ 27.37	5.6	△ 14.9
14	羽生市	53,855	12,084,936	1,816,195	4,612,000	△ 15.02	△ 38.16	10.0	46.7
15	鴻巣市	117,582	25,764,389	2,169,211	6,145,000	△ 8.41	△ 23.85	4.0	4.1
16	深谷市	141,419	32,178,525	3,525,588	6,561,000	△ 10.95	△ 20.38	△ 1.9	△ 76.8
17	上尾市	230,167	42,243,632	3,256,886	9,238,000	△ 7.70	△ 21.86	4.9	△ 9.7
18	草加市	251,219	47,898,622	4,607,338	14,257,000	△ 9.61	△ 29.76	4.9	26.5
19	越谷市	343,062	66,594,502	8,216,011	12,205,000	△ 12.33	△ 18.32	5.3	0.4
20	蕨市	75,646	15,791,002	1,996,443	4,098,000	△ 12.64	△ 25.95	4.9	△ 23.3
21	戸田市	142,163	32,316,224	3,657,073	8,064,000	△ 11.31	△ 24.95	8.2	18.1
22	入間市	144,723	27,779,185	995,051	4,704,000	△ 3.58	△ 16.93	4.2	0.5
23	朝霞市	144,964	27,466,633	1,427,762	5,325,000	△ 5.19	△ 19.38	5.2	11.3
24	志木市	76,312	15,670,145	1,691,713	5,485,000	△ 10.79	△ 35.00	2.4	△ 1.2
25	和光市	84,728	17,611,608	2,451,678	4,392,000	△ 13.92	△ 24.93	5.6	36.7
26	新座市	166,036	32,268,483	1,760,878	5,762,000	△ 5.45	△ 17.85	5.4	13.6
27	桶川市	74,448	15,725,033	841,959	1,193,000	△ 5.35	△ 7.58	5.5	25.1
28	久喜市	150,913	32,869,173	2,054,441	5,724,000	△ 6.25	△ 17.41	4.2	△ 6.1
29	北本市	65,403	13,522,026	1,171,377	1,884,000	△ 8.66	△ 13.93	7.9	△ 22.3
30	八潮市	93,065	19,683,140	2,478,014	6,300,000	△ 12.58	△ 32.00	7.4	53.5
31	富士見市	113,145	22,405,999	785,362	4,168,000	△ 3.50	△ 18.60	3.0	△ 35.5
32	三郷市	141,942	28,919,244	4,355,594	7,947,000	△ 15.06	△ 27.47	7.8	43.6
33	蓮田市	61,337	13,563,177	1,455,595	4,004,000	△ 10.73	△ 29.52	3.4	△ 21.4
34	坂戸市	99,527	20,069,876	1,699,506	2,335,000	△ 8.46	△ 11.63	8.6	△ 3.5
35	幸手市	49,063	11,014,682	1,057,208	3,321,000	△ 9.59	△ 30.15	4.3	17.0
36	鶴ヶ島市	70,063	14,207,608	1,196,712	1,581,000	△ 8.42	△ 11.12	5.6	△ 34.4
37	日高市	54,396	11,990,399	615,711	3,394,000	△ 5.13	△ 28.30	4.5	△ 37.3
38	吉川市	72,678	14,632,287	1,186,495	3,076,000	△ 8.10	△ 21.02	6.3	△ 4.2
39	ふじみ野市	114,363	24,403,871	1,788,817	6,163,000	△ 7.33	△ 25.25	2.8	△ 37.0
40	白岡市	52,649	11,062,430	1,168,955	2,821,000	△ 10.56	△ 25.50	4.1	△ 38.1
	平均	172,493	36,679,762	2,753,373	7,301,375	△ 7.50	△ 19.90	4.9	4.6

（注1） 令和５年度市町村別決算状況調（総務省）、令和５年度決算に基づく健全化判断比率（埼玉県）、令和５年度財政状況資料集（各県）及び公開資料から可能な範囲で作成（算定）しているため、健全化判断比率が各市の公表値と一致しない場合があります。

（注2） 「一般会計等実質収支額」は、実質赤字比率を算出するため、一般会計に属する特別会計を含んだものです。

資料 4

類似団体における健全化判断比率の状況（令和５年度）

類似団体区分（総務省） 施行時特例市（令和５年４月１日現在）

（単位：千円・％）

整理 番号	都 道 府 県 名	市 の 名 称	人口（人） R6. 1. 1現在	標準財政規模	一般会計等 実質収支額	連結 実質収支額	健 全 化 判 断 比 率			
							実 質 赤 字 比 率 一 般 会 計 等	連 結 実 質 赤 字 比 率	（実 質 公 債 費 比 率 三 年 平 均）	将 来 負 担 比 率
1	茨城県	つくば市	255,244	58,059,036	4,085,827	10,317,000	△ 7.03	△ 17.76	6.3	28.6
2	群馬県	伊勢崎市	212,237	45,663,044	3,288,865	15,307,000	△ 7.20	△ 33.52	5.3	1.3
3	群馬県	太田市	222,518	47,253,964	3,452,398	5,447,000	△ 7.30	△ 11.52	5.8	28.2
4	埼玉県	熊谷市	192,074	42,343,576	4,677,000	10,239,000	△ 11.04	△ 24.18	△ 1.1	△ 81.1
5	埼玉県	所沢市	343,529	64,131,215	5,854,694	16,962,000	△ 9.12	△ 26.44	5.1	0.8
6	埼玉県	春日部市	230,687	47,205,093	2,444,507	8,435,000	△ 5.17	△ 17.86	2.9	25.6
7	埼玉県	草加市	251,219	47,898,622	4,607,338	14,257,000	△ 9.61	△ 29.76	4.9	26.5
8	神奈川県	平塚市	256,856	51,946,354	2,740,697	13,968,000	△ 5.27	△ 26.88	5.0	14.5
9	神奈川県	小田原市	187,040	40,382,203	5,132,299	26,700,000	△ 12.70	△ 66.11	3.3	38.4
10	神奈川県	茅ヶ崎市	247,785	46,113,487	6,479,134	14,392,000	△ 14.05	△ 31.20	3.9	16.3
11	神奈川県	厚木市	223,940	51,812,375	3,796,887	10,075,000	△ 7.32	△ 19.44	3.2	56.2
12	神奈川県	大和市	245,038	46,314,742	2,257,877	5,331,000	△ 4.87	△ 11.51	4.3	39.8
13	新潟県	長岡市	258,205	71,575,783	4,984,979	13,422,000	△ 6.96	△ 18.75	7.3	73.1
14	新潟県	上越市	182,911	59,006,958	4,169,637	19,053,000	△ 7.06	△ 32.28	10.9	58.6
15	静岡県	沼津市	187,826	42,039,368	2,750,135	7,156,000	△ 6.54	△ 17.02	4.6	12.1
16	静岡県	富士市	247,887	52,773,427	3,044,900	12,469,000	△ 5.76	△ 23.62	3.8	63.8
17	愛知県	春日井市	307,473	62,842,594	107,008	15,883,000	△ 0.17	△ 25.27	4.3	21.9
18	三重県	四日市市	307,825	81,728,881	3,553,383	23,089,000	△ 4.34	△ 28.25	3.3	△ 10.3
19	大阪府	岸和田市	188,002	44,770,540	1,320,472	7,076,000	△ 2.94	△ 15.80	4.8	△ 27.8
20	大阪府	茨木市	285,715	56,812,441	1,181,152	8,240,000	△ 2.07	△ 14.50	△ 0.6	△ 29.4
21	兵庫県	加古川市	258,691	53,073,992	777,075	7,829,000	△ 1.46	△ 14.75	2.0	△ 45.0
22	兵庫県	宝塚市	228,934	47,712,448	1,205,135	5,500,000	△ 2.52	△ 11.52	5.0	1.9
23	佐賀県	佐賀市	228,042	56,033,669	1,208,863	10,691,000	△ 2.15	△ 19.07	2.4	△ 23.3
		平均	241,290	52,934,514	3,179,142	12,253,826	△ 6.00	△ 23.14	4.2	12.6

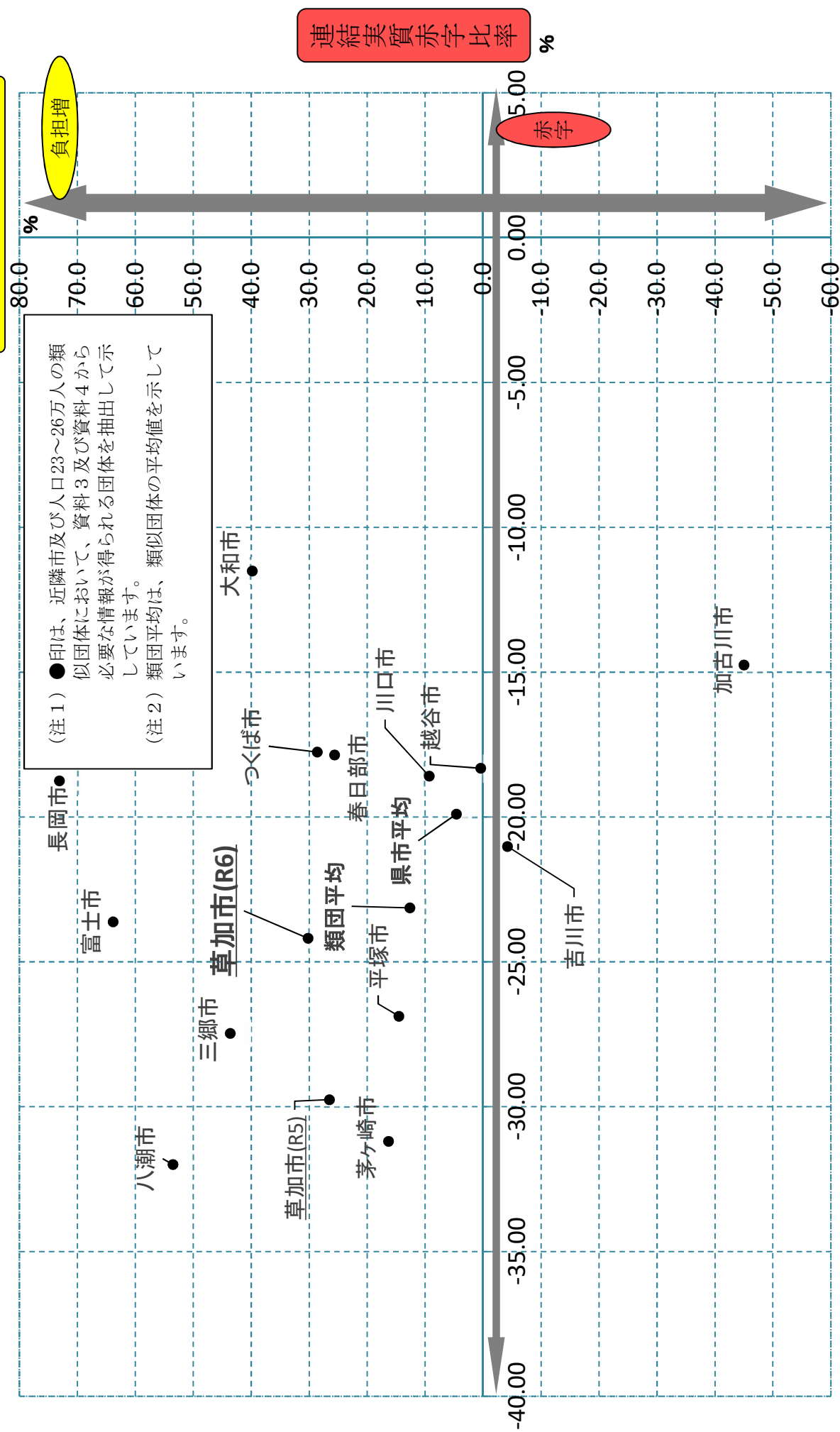
（注1）令和５年度市町村別決算状況調（総務省）、令和５年度決算に基づく健全化判断比率（埼玉県）、令和５年度財政状況資料集（各県）及び公開資料から可能な範囲で作成（算定）しているため、健全化判断比率が各市の公表値と一致しない場合があります。

（注2）平均は、各数値の合計を表示団体数（２３市）で除しています。

（注3）「一般会計等実質収支額」は、実質赤字比率を算出するため、一般会計に属する特別会計を含んだものです。

近隣市等及び類似団体における連結実質赤字比率及び将来負担比率の関係（令和5年度）《イメージ》

将来負担比率



用語説明(50音順)

ア 行

●一部事務組合

地方公共団体の事務の一部を共同処理するために設置されたものです。

●一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもので、特別会計で計上される以外のすべての経費は一般会計で処理されます。

●一般会計等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものです。

●一般財源

財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものをいいます。地方税、地方譲与税、地方交付税のほか、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金等があります。

カ 行

●基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

●基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。各行政項目の基準財政需要額は、単位費用、測定単位及び補正係数を乗じた額を基本に算定します。

●広域連合

地方公共団体の事務で広域にわたり処理するために設置されたものです。

●公営企業（法適用企業・法非適用企業）

地方公共団体が経営する企業で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業で法適用企業以外のものを法非適用企業と規定しています。

法適用企業は企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われます。

●公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金をいいます。

サ 行

●債務負担行為

歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が将来にわたる債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくもので、予算の一部を構成するものです。

●債務保証

地方公共団体が地域の産業、経済の振興等を図るため、地方公共団体が住民の受ける融資等に対する債務の保証で、主たる債務を前提とし、その債務が履行されない場合に代わって弁済する契約です。

●実質収支

歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源（継続費通次繰越、繰越明許費繰越、事故繰越等）を控除した額です。通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断します。

●準元利償還金

公営企業や一部事務組合等が借り入れた地方債の償還財源に充てられた、一般会計が負担した繰出金や負担金等の合計額です。

●損失補償

特定の者が金融機関等から融資を受ける場合に、その融資の全部又は一部が返済不能となって当該金融機関等が損失を被ったとき、地方公共団体が融資を受けた者に代わって、その損失を補償することをいいます。

タ 行

●第三セクター

一般的には、地方公共団体の公共部門（第一セクター）と民間部門（第二セクター）との共同出資で設立された事業主体を指します。

●地方公社

公共用地の取得・造成、住宅の建設管理等を行うために、地方公共団体が出資等を行って設立された法人です。

●地方交付税

国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定の割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるように、一定の基準により国が交付する税をいいます。

●地方債

地方公共団体が資金調達のために負担する債務でその返済が一会計年度を超えて行われるものをいいます。

●特定財源

財源の使途が特定されているもので、国庫支出金、県支出金、地方債、分担金、負担金、使用料、手数料等があります。

●特別会計

地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、一般会計から分離して別に収支経理を行う会計です。

ハ 行

●標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額ですが、特例として臨時財政対策債の発行可能額を含みます。

なお、実際の歳入額とは一致しません。

●標準税収入額

地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額です。具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいいます。

う 行

●臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。なお、償還費用は普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額に算入されます。